

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

海外投資商品に係る所得が争点となった事例—所得税—



----- 小菅 貴子 [本郷]

はじめに

個人が受けた海外投資商品に係る所得については、一定の場合、所得税の確定申告が必要です。今回は、海外投資商品に係る所得が争点となった事例をご紹介します。

なお、条文及び通達は、係争当時のものです。

I. 社債等の譲渡か、株式等の譲渡か

令2.4.27非公開裁判(F0-1-1265)
(棄却)

1. 事案の概要

本件は、請求人が、調査を受けて、海外特別目的会社(本件法人)が発行した外国証券の譲渡による所得が株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に該当するなどとして所得税等の修正申告を行った後、当該外国証券は、社債等に類似した商品であるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったという事案です。

2. 国税不服審判所の判断

本件外国証券は外国会社が発行するものであるから、措置法37条の15《公社債等の譲渡等による所得の課税の特例》第1項1号に規定する社債に該当するためには、会社法の規定により発行する債券に準ずるものとして、会社法2条23号に規定する金銭債権であることを要すると認められる。

この点、本件外国証券の保有者は、その保有数に応じた配当を受け、残余財産請求権を有することとされていること等からすると、本件外国証券の保有者は、本件法人の出資者の持分を有していると認められる。

そうすると、本件外国証券は、本件法人を債務者とする金銭債権であるとは認められず、本件法人において社債を発行していた事実も認められないことから、社債には当たらない。

本件外国証券の譲渡については、株式等の譲渡に該当することとなる。

II. 非課税となる特別分配金 該当性

令4.6.1非公開裁判(F0-1-1544)
(他の争点について一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人の所得税等の確定申告について、外国投資信託の収益分配金(本件対象分配金)に係る所得を申告しなかったなどとして更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該収益分配金には非課税である特別分配金が含まれているなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

所得税法施行令27条《オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち非課税とされるもの》(本件非課税規定)に規定する「特別分配金」の該当性の判断は、オープン型の証券投資信託の契約に基づき「収益調整金のみに係る収益として分配」される分配金であるか否かによることとなる。(一)中略(一)オープン型の証券投資信託において追加信託がなされた場合、国内の法令・会計基準等によって、追加信託金は「投下元本に対応する部分」と分配金の原資となる「収益調整金」とに区分経理する必要がある。

所得税基本通達9-13は、本件非課税規定に規定する「収益調整金」とは、オープン型の証券投資信託の追加信託が行われる際に、黒字の「収益調整金として経理された金額」をいう旨定めているが、これは、上記の経理処理を踏まえて収益調整金の意義を留意的に明らかにしたものであり、当審判所においても相当と認められる。

本件各外国投資信託はいずれも外国の法令に基づいて設定された投資信託であるから、これらの信託財産の計理は、その設定国の法令・会計基準等に準拠して行われているものと考えられ、追加信託金を当然に収益調整金に区分経理しているとは認められない。

本件各投資口座に係る取引明細書において、本件対象分配金の一部が「特

別分配金に当たる金額」又は「収益調整金のみに係る収益の分配に当たる金額」である旨の記載がない以上、本件各外国投資信託に係る信託財産の計理において、収益調整金としての経理がされていないと認められる。

そうすると、本件各外国投資信託においては、追加信託が行われる際に黒字の「収益調整金として経理された金額」は存在しないこととなり、本件対象分配金には、本件非課税規定に規定する「収益調整金のみに係る収益として分配」される分配金も存在しない。

したがって、本件対象分配金には、本件非課税規定の「特別分配金」に該当する分配金は存在しない。

III. 海外投資商品に係る投資 損益の計上時期

令4.2.9非公開裁判(F0-1-1357)
(棄却)

1. 事案の概要

本件は、請求人が海外投資により生じた損益について所得税等の確定申告をしていなかったところ、原処分庁が、当該損益は取引日の属する年分の雑所得の総収入金額に計上すべきであるとして、所得税等の決定処分等をしたことに対し、請求人が、本件投資商品は投資信託的性質を持つものであり、その終期において損失となる可能性があること等から、本件投資損益の雑所得の総収入金額に計上すべき時期は、その終期である令和7年12月31日となるとして、原処分全部の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

所得税法36条1項に規定する「収入すべき金額」とは、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前、すなわち権利確定主義を採用したものと解される。

そして、いかなる場合に上記の収入の原因となる権利が確定するかについては、所得税法やその他関係法令をみ

ても特に定められておらず、各種の取引ごとにその特質を考慮して決定せざるを得ないものと解されるが、現実の収入がなくても、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったときは、権利が確定したといえるものと解される。

本件各投資の運用成果については、日々の取引ごとに、本件投資損益の金額、取引手数料等の金額及び本件投資損益の金額から取引手数料等の金額が差し引かれた合計金額が本件投資商品に係る請求人名義の取引口座(本件取引口座)の口座残高の金額に反映されていたこと、本件取引口座の口座残高については、請求人がいつでも任意の金額を自由に引き出すことができるものとされた上、請求人が本件取引口座から引き出した投資額は、請求人名義の普通預金口座へ送金されていたこと等からすれば、本件投資損益は、日々の取引終了時に発生し、これを法律上行使できる状態になっており、請求人は、日々の取引終了時点において、本件投資損益についての権利実現の可能性を客観的に認識できる状態になっていたといえることができる。

そうすると、日々の取引の終了時点で本件投資損益の原因となる権利は確定していたといえることができ、この時点の本件投資損益は、所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」に該当するものと認められる。

おわりに

TAINSで上記裁判を検索する場合のキーワードは、「外国証券」、「外国投資信託」、「海外投資商品」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール<info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

